

## 1.日本におけるエコツーリズム

### (1) エコツーリズムの潮流

#### 【エコツーリズムの認知】

1982年：IUCN 第3回世界国立公園会議においてエコツーリズムが「自然保護の資金調達機能として有効」とされる。

#### 【エコツアーの展開】

1993年：白神山地、屋久島が世界自然遺産に登録。この頃から、エコツアーを実施する民間事業者が各地で活動開始

#### 【推進団体の設立】

1998年：日本エコツーリズム推進協議会（現：日本エコツーリズム協会）設立。この頃、各地（西表島、屋久島、沖縄東村、等）で推進団体が設立される。

#### 【各種制度の制定】

2002年：「沖縄振興特別措置法」にエコツーリズム推進措置、「東京都の島嶼地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」で小笠原の利用のルールが設定。

#### 【国としての取り組み】

2003年：エコツーリズム推進会議が開催され、エコツーリズム推進が国の施策として位置づけられる。

2007年：エコツーリズム推進法の成立。

### (2) 国としての取り組み

2003年：エコツーリズム推進会議スタート

2004年：5つの推進方策を開始（3年計画）

- エコツーリズム憲章
- エコツーリズム推進マニュアル
- エコツアー総覧
- エコツーリズム大賞
- エコツーリズム推進モデル事業

2007年：エコツーリズム推進法成立

2008年：エコツーリズム推進基本方針決定



### (3) エコツーリズム推進モデル事業

- ・2004年度から2006年度にかけての3ヶ年事業であり、全国で13ヶ所がモデル地区に指定された。

類型Ⅰ：豊かな自然の中での取り組み

類型Ⅱ：多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み

類型Ⅲ：里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み

- ・全国の50を超える地域から応募があり、応募の半数以上は、里地や里山をフィールドに展開するものであった（中山間地：地域振興が主眼）。

類型Ⅰ ●	知床、白神、小笠原、屋久島
類型Ⅱ ●	裏磐梯、富士山北麓、六甲、佐世保
類型Ⅲ ●	田尻、飯能・名栗、飯田、湖西、南紀・熊野



\*記載されている自治体については、応募時の名称を記載。

#### (4) 各モデル地区（類型別）の取り組みの状況

##### 【類型Ⅰ】豊かな自然の中での取り組み（知床、白神、小笠原、屋久島）



写真：(株) 知床ネイチャーオフィス提供

知床



写真：小笠原村提供

小笠原



写真：(有) 屋久島野外活動総合センター提供

屋久島

##### 【特徴的なツアーの代表例】

- ・原生林と野生動物に出会う
- ・流氷ウォーク
- ・ホエールウォッチング
- ・フォレストウォーク 等



【類型Ⅱ】多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み

(裏磐梯、富士山北麓、六甲、佐世保)



写真：(財) 日本交通公社提供

富士山北麓



写真：裏磐梯エコツアーリズム協会提供

裏磐梯



写真：させぼパール・シー(株)提供

佐世保

【特徴的なツアーの代表例】

- ・青木ヶ原樹海とコウモリ穴をめぐる
- ・湧水、湿原のミズバショウ等をめぐる
- ・豊かな自然の残る島々の文化や生活を体験する
- ・六甲山系の自然と共存した歴史や文化を学ぶ 等

【類型Ⅲ】里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活かした取り組み  
(田尻、飯能・名栗、飯田、湖西、南紀熊野)



写真：大崎市提供

田尻



写真：高島市提供

湖西



写真：飯能市提供

飯能・名栗

【特徴的なツアーの代表例】

- ・ マガンの飛び立ち・ねぐら入り観察
- ・ 生水（湧き水）の郷と水のある暮らし体験
- ・ 冬野菜の収穫とまんじゅうづくり体験
- ・ 桜の案内人と桜をめぐる 等

## 2.エコツーリズムへの取り組み方

### (1) エコツーリズムへの取り組み方

地域でエコツーリズムを推進する一般的な取り組みは、

- ①行政だけでなく、観光や自然保護、農林水産業を始めとする関連産業に携わる人たちや住民などが一堂に会し、話し合い、
- ②地域が伝えたい魅力（＝地域の宝）をみんなで見つめ直し、あるいは探し出し、
- ③その魅力を子どもたちに伝えつつ大切にしながら磨き、
- ④地域外の人である観光旅行者にうまく伝え、
- ⑤観光旅行者が得た感動を更に宝を磨く原動力とすることで、
- ⑥地域経済に活力を与えつつ、他産業との連携などの波及効果を広げる

という相互に関連する一連の行為となります。

### (2) 取り組みに当たっての視点

また、これらの取り組みを具体的に実現させていくには、以下の視点が基本となります。

#### ①「大切にしながら」という視点

自然環境や生活文化などの自然観光資源を保全するとともに、持続的に利用するという考え方がエコツーリズムの取り組みすべてにおける考え方の基盤となります。

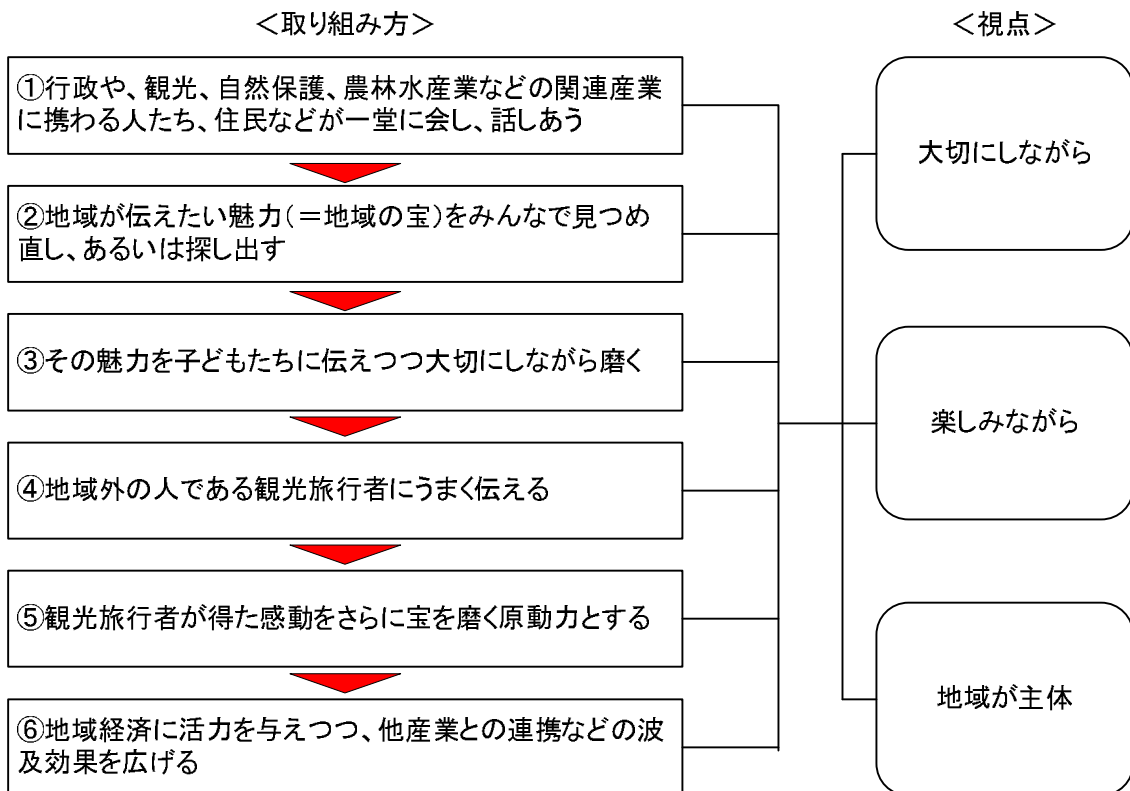
#### ②「楽しみながら」という視点

“おもてなしの心”を持って観光旅行者に楽しんでもいただくことが前提であり、このことで自然や地域を好きになる人が増え、継続性が出てきます。

#### ③「地域が主体」という視点

地域を中心として観光旅行者を迎える関連する人たちすべてが協力し合いながら、自ら考え、行動することが求められます。

## エコツーリズムへの取り組み方と視点



### (3) エコツーリズムに取り組む上での配慮事項

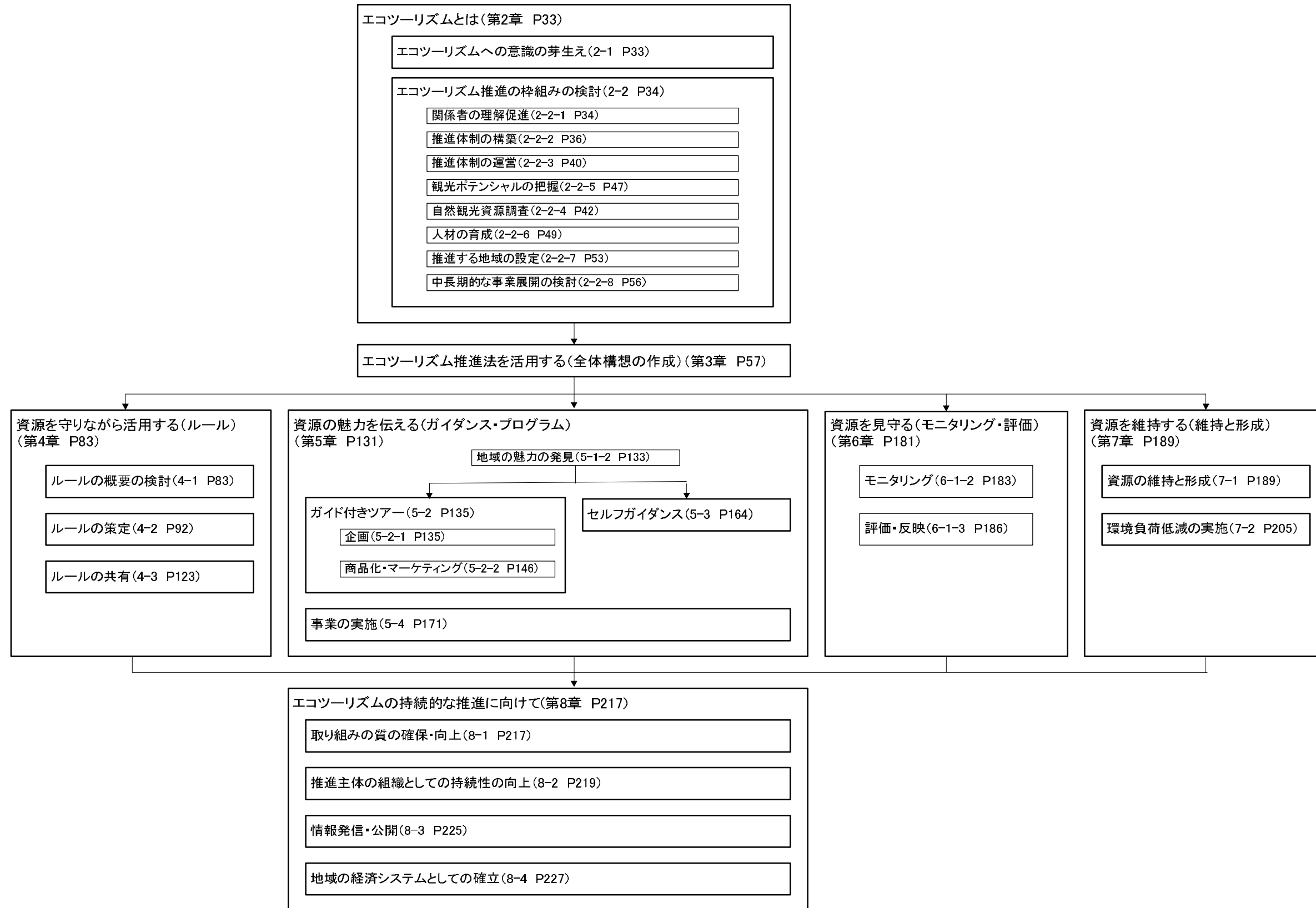
- エコツーリズムに取り組む上で、次の点に配慮することも必要となります。
- ・事前にルールなどを決めてエコツアーを実施し、自然観光資源の状態を継続的にモニタリングするとともに、その結果を科学的に評価し、これをルールや活動に反映させるという順応的な管理の視点
  - ・継続的かつ計画性を持った取組の視点（目標を持ち、徐々に発展させていくという考え方）
  - ・農林水産業を始めとする関連産業との調和や地産地消の取組などとの有機的な連携
  - ・他の法令や計画などとの整合・連携による、良好な相互作用





## (2) 本マニュアルの構成

前述したような取り組みを、具体的な項目として整理すると以下のようになります。本マニュアルはこの項目に沿って構成されていますので必要な箇所を参照してください。



### 3.エコツーリズム推進法の概要

#### (1) 法律の目的

エコツーリズムが、

- ①自然環境の保全、
- ②地域における創意工夫を生かした観光の振興、
- ③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進

において重要な意義を有することにかんがみ、その基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。



## (2) 成立の背景

エコツーリズムの普及や環境問題への関心が高まっています。

一方、一部の地域では過剰な利用などにより自然環境に劣化が生じている事例が見られるようになりました。





### (3) 基本理念

自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを実現させるためには、エコツーリズムを通じて

- ・ 自然環境への配慮
- ・ 観光振興への寄与
- ・ 地域振興への寄与
- ・ 環境教育への活用

をうまく両立させなくてはなりません。法律はこの4つの項目を基本理念として位置づけています。

#### 自然環境に配慮しましょう



#### 地域の観光の活性化に結びつけましょう



#### 地域への誇りや生きがいの創出の場に結びつけましょう

#### 自然の大切さを学びましょう

#### (4) 自然観光資源

私たちの暮らしは、自然と密接に関わり、自然と共生してきました。自然環境の保全を考えていく上で、自然と密接に関連する人々の生活文化についても目を向ける必要があります。

「自然観光資源」には動植物の生息地や生育地などの自然環境のほか、自然と密接に関わる風俗慣習など伝統的な生活文化に関わるものも含まれます。

#### 自然観光資源の例



コウモリの住む洞窟



棚田



ブナの巨木



クジラ



カバタ  
湧水を家に引き込みその水を炊事や洗濯に利用



湿原



## (5) 国の役割



政府が策定する「基本方針」  
＝地域が定める「全体構想」の基礎となるもの



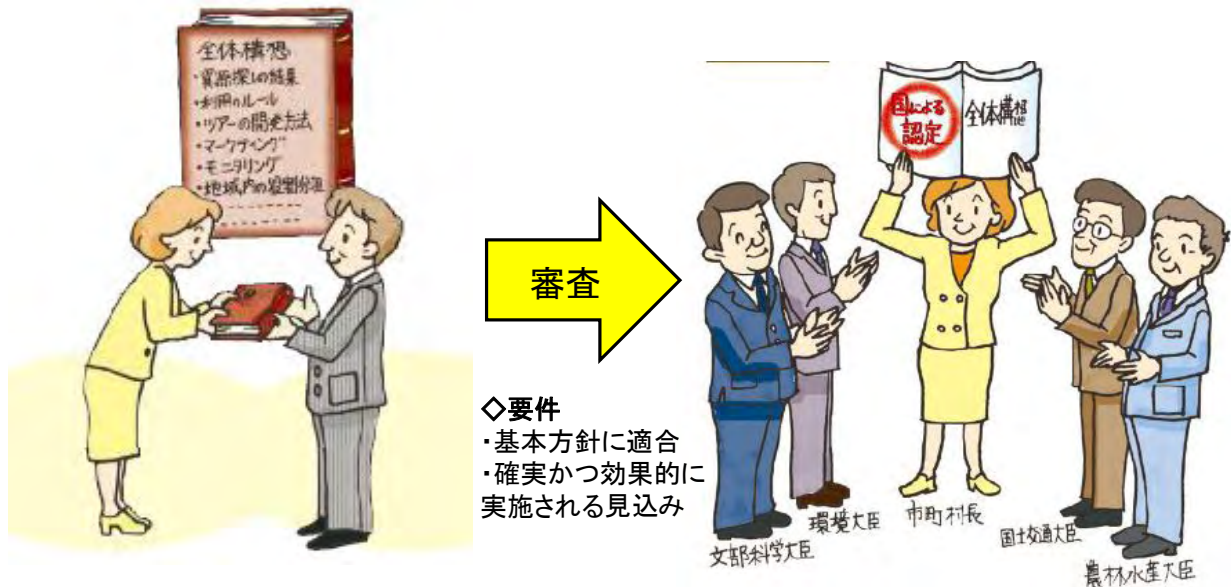
地域協議会への参加、技術的助言、情報の収集、広報活動 e.t.c

(6) 市町村の役割（認定までの申請手続き）

地域ごとに協議会を組織し、全体構想の作成と組織運営を行います。



作成した全体構想について国による認定を申請することができます。



- ◇要件
- ・基本方針に適合
  - ・確実かつ効果的に実施される見込み

## (7) 全体構想が認定されるとできるようになること

### ○地域資源の保護

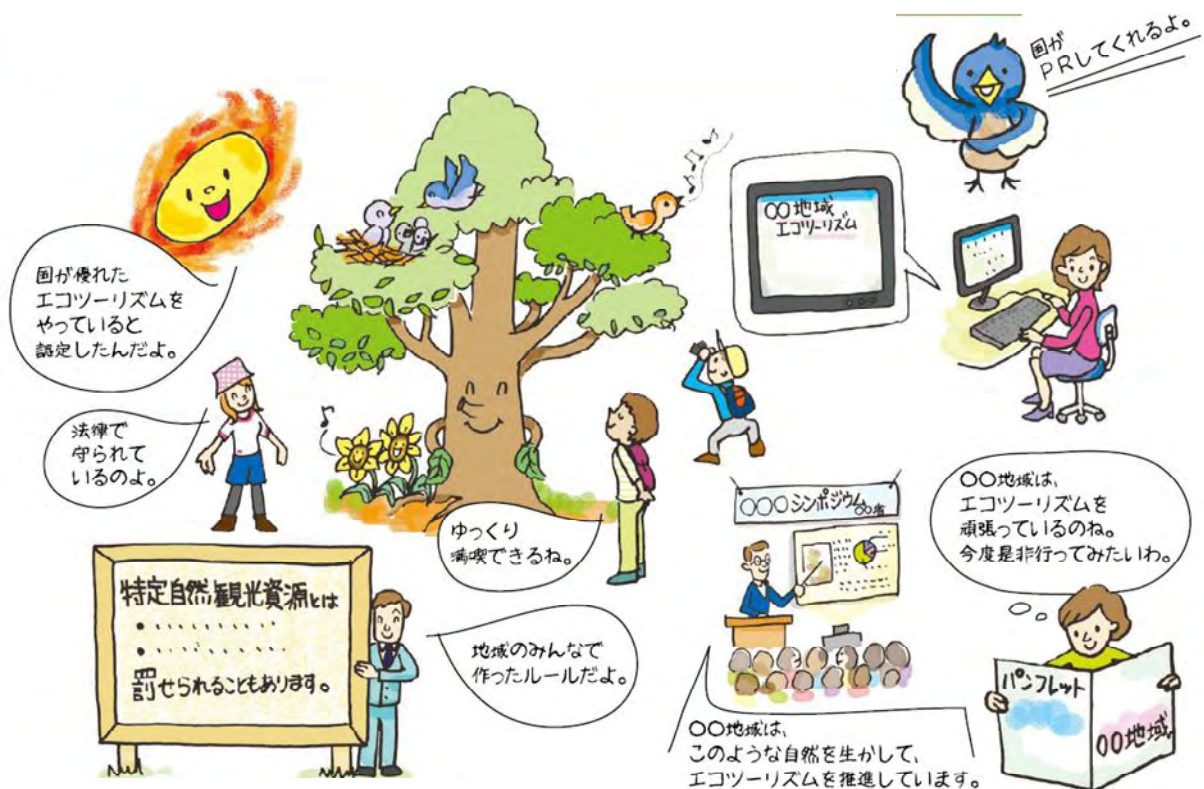
これまで法的に保護措置が担保されてこなかった自然観光資源についても「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができます。

### ○立入りの制限

必要に応じて、特定自然観光資源が所在する区域への立入り人数の制限を行うことができます。

### ○広報

国が、認定地域の取組みを全国にPRします。



## エコツーリズム推進法などの該当箇所について

このマニュアルでは、エコツーリズム推進法に基づいて取り組みを進める際のポイントを、関連する各項目において解説しています。

No.	章	項目	頁	内容
①	第1章	1-1-3 エコツーリズム推進に当たっての3つの重要な要素	P23	法におけるエコツーリズムの定義
②		1-1-6 エコツーリズムの効果	P29	法におけるエコツーリズム推進の基本理念
③	第2章	2-2-2 推進体制の構築	P36	エコツーリズム推進協議会の設置
④			P37	エコツーリズム推進協議会の事務
⑤			P37	協議会の構成員でないものからの申し入れ
⑥			P38	協議会の事務局のあり方
⑦		2-2-4 自然観光資源調査	P42	自然観光資源の定義と例示
⑧		第3章	3-6-1 エコツーリズム推進全体構想の位置づけ	P64
⑨	3-6-2 エコツーリズム推進全体構想の構成		P65	全体構想に記載すべき事項
⑩	3-6-3 全体構想に記載する事項		P69	自然観光資源に関する事項を全体構想に記載する際の留意点
⑪			P76	自然観光資源に関する事項を全体構想に記載する際の留意点
⑫			P77	エコツーリズム推進協議会の参画主体に関する事項を全体構想に記載する際の留意点
⑬			第4章	4-2-2 検討
⑭	P106	特定自然観光資源に対する規制・利用調整		
⑮	P110	条例に基づき特定自然観光資源に指定されうる自然観光資源について		
⑯	P112	二重規制の排除		
⑰	P113	自然観光資源・特定自然観光資源の保護及び育成の措置		

## 4.エコツーリズム推進のための参考事例

このマニュアルでは、エコツーリズム推進法に基づいて取り組みを進める際に参考となると思われる先進事例を、関連する各項目において紹介しています。

章	項目	頁	内容	地域名	所在地
第2章	2-2-6 人材の育成	P49	・人材育成事業を契機とした民間の推進組織の設立	裏磐梯	福島県北塩原村
	2-2-7 推進する地域の設定	P54	・ゾーニングのカテゴリー分類例	大雪山	北海道
		P55		知床	北海道斜里町、羅臼町
第4章	4-1-2 制度の考え方	P88	・東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱	東京都島しょ地域	東京都
		P90	・南島および母島石門一体の適正な利用のルール	小笠原	東京都小笠原村
	4-2-2 ルールの検討	P96	・住民生活を守るためのルール	湖西	滋賀県高島市
		P97	・自然観光資源を守るための自主ルール	小笠原	東京都小笠原村
		P102	・至仏山の利用のルール	尾瀬	群馬県片品村
		P103	・入山届出制度	白神山地	青森県西目屋村、秋田県藤里町
		P103	・入域コントロールとガイドの同伴義務づけ	乗鞍山麓五色ヶ原	岐阜県高山市
		P104	・青木ヶ原樹海におけるガイドライン	富士山北麓	山梨県
	4-2-3 制度の検討	P105	・アクティビティ別ガイドライン	知床	北海道斜里町、羅臼町
		P115	・ガイドの登録・認証制度	屋久島	鹿児島県屋久島町
		P119	・ツアーの事前協議制度	飯能・名栗	埼玉県飯能市
第5章	5-2-2 エコツアーの商品化・マーケティング	P147	・第一次産業（漁業）と連携したツアー開発	知床	北海道羅臼町
		P148	・民間主導のツアープログラム開発	佐世保	長崎県佐世保市
		P148	・住民組織によるエコツアー開発	飯能・名栗	埼玉県飯能市
		P157	・出版を通じた情報発信	六甲	兵庫県神戸市
		P158	・湖西まるごと体験博	湖西	滋賀県高島市
		P159	・民間企業と連携したツアー開発	田尻	宮城県大崎市
	5-4-2 活動のための組織づくり	P175	・人材育成事業を契機とした民間の推進組織の設立	裏磐梯	福島県北塩原村
第6章	6-1-3 評価と反映	P187	・研究者との連携によるモニタリング	乗鞍山麓五色ヶ原	岐阜県高山市
		P187	・地域のガイド団体と研究者の協働によるモニタリング	田尻	宮城県大崎市
		P188	・矢作川森の健康診断	矢作川流域	愛知県
第7章	7-2-1 し尿の処理	P206	・携帯トイレの普及啓発	利尻山	北海道利尻町、利尻富士町
第8章	8-2-1 長期的かつ段階的な発展	P221	・行政から民間組織への推進機能の移転	佐世保	長崎県佐世保市
		P222	・エコツーリズム推進を担う民間組織の設立	田尻	宮城県大崎市
		P224	・指定管理者制度を活用した組織運営	安心院	大分県宇佐市
	8-4-2 エコツーリズム推進の取り組みの進化	P229	・募金による自然・環境の保護と美化活動のための財源確保	石垣島	沖縄県石垣市
		P229	・条例で得た入山料による散策ルートの保全等	乗鞍山麓五色ヶ原	岐阜県高山市
		P230	・法定外税の導入による環境保全のための財源確保	東京都島しょ地域	東京都
		P230		河口湖	山梨県富士河口湖町
		P230		乗鞍岳周辺	岐阜県
		P230		伊是名村	沖縄県伊是名村
		P232	・市民ファンド設立による地域づくりの推進	世田谷	東京都世田谷区
P232	・ガイドツアー参加費の地域への還元	湖西	滋賀県高島市		